

庄内町告示第84号

令和2年度庄内町水産業関係団体補助金交付要綱を次のように定める。

令和2年3月31日

庄内町長 原 田 眞 樹

令和2年度庄内町水産業関係団体補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町の水産業の振興発展を図るため、清川鮭増殖漁業生産組合、最上川第八漁業協同組合及び赤川漁業協同組合（次条及び第7条において「組合等」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、庄内町補助金等の適正化に関する規則（平成17年庄内町規則第52号。第5条及び第6条において「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業（次条において「補助対象事業」という。）は、組合等が実施する次に掲げる事業とする。

- (1) 町の水産業の振興発展に関する事業
- (2) 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第11条に規定する事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める事業

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費は、補助対象事業に要する次に掲げる経費とする。

- (1) 会議費（茶菓代以外の飲食費を除く。）
- (2) 種苗費及び漁場管理費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が適当と認める経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる組合等の区分に応じ、当該各号に掲げる額以内の額とする。

- (1) 清川鮭増殖漁業生産組合 50,000円
- (2) 最上川第八漁業協同組合 100,000円
- (3) 赤川漁業協同組合 47,000円

(交付申請)

第5条 規則第4条に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）

(実績報告)

第6条 規則第13条に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（様式第1号）
- (2) 収支精算書（様式第2号）

(概算払)

第7条 町長は、必要と認めるときは、組合等の請求に基づき補助金の概算払をすることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条、第6条関係）

事業計画（実績）書

| | |
|--------|--|
| 1 目 的 | |
| 2 事業内容 | |
| 3 事業費等 | |

様式第2号（第5条、第6条関係）

収支予算（精算）書

1 収入の部

| 区 分 | 本年度予算額 (本年度精算額) | 付 記 |
|-----|--------------------|-----|
| | 円 | |
| 計 | | |

2 支出の部

| 区 分 | 本年度予算額 (本年度精算額) | 付 記 |
|-----|--------------------|-----|
| | 円 | |
| 計 | | |